

東空検第12号  
平成17年4月26日

株式会社 ジャムコ  
代表取締役社長 川島 崇 殿

国土交通省東京航空局長  
辻村 邦康

## 認定事業場に対する業務改善勧告

航空法第20条第1項の規定による貴社認定事業場の1つである航空機整備カンパニーにおいては、平成15年12月以降多数の不適切な整備作業が発生している。

これに対しては、発生都度に注意喚起を行うとともに、平成15年12月26日には当局先任航空機検査官からカンパニー・プレジデントあて文書による「厳重注意」及び平成16年5月18日には当局保安部長から貴殿あて口頭による「厳重注意」も発出し、必要な指導を行ってきたところである。

貴殿からは、平成16年12月8日付けで「全社を挙げて改善に取り組む」旨の是正状況報告を受領したが、平成17年2月に同報告の実施状況確認のために行った航空機整備カンパニーに対する立入検査において、貴社が定めた是正対策の実施状況が未だ不十分であることが確認された。

また、ごく最近においても、作業手順書を逸脱した不適切な作業が発生しており、貴社の是正対策がカンパニー内で十分に機能していないと言わざるを得ず、極めて遺憾である。

このため、下記事項について、適切な業務実施の観点から業務改善勧告を行うので、貴社においては、必要な措置を講じ、速やかに文書をもって是正対策等を報告されたい。

### 記

#### 1. 原因究明の徹底

不適切な整備作業について、関連する要因を含め原因の究明を徹底し、必要な対策を講じること。

## 2．指示・報告体制の見直し

不適切な整備作業の発生に際して、業務実施に係る指示・報告体制が十分に機能していなかったことが認められたので、整備の現場で発生した問題が、しかるべき責任者に報告され、当該者のもとで遅滞なく対策が講じられ、現場部門で適切な業務実施が行われるよう、適切な社内体制を構築すること。

## 3．整備従事者等に対する規程類遵守の徹底

整備従事者の規程類の軽視が原因となった不適切な整備作業が認められたので、整備従事者等に対し、法令、規程類等についての再教育を実施し、規程類遵守の徹底を図ること。

以上